



# 飼養衛生管理基準のポイント 第 25 号

令和 3 年 10 月 6 日

## ～Ⅱ-21 家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用②～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用」その 2 です。

(基準本文)

21 (前回に続く)履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他必要な措置を講じること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他必要な措置を講じること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗淨及び洗淨を行うこと。

今回は履き替える際の注意事項じゃ。

せっかく専用の靴を準備しても、履き替え前の靴と同じ場所を踏んでいては意味がないぞ。



鶏舎には扉も屋根もあるから、鶏舎の中に靴を置けば、履き替え前後の境界も作りやすいし、うまくできてると思うよ。

そうじゃな。念には念をいれて、履き替えの前後の長くつ置き場を消毒槽にしている農場もあるぞ。



でも、鶏の出し入れや堆肥の搬出作業のときは、人数も多いし、人を鶏舎内外で分けたり、靴を交換するのは作業上難しいんだよ…。

そういう場合は、鶏舎内・鶏舎外の長くつが交差してしまう場所に石灰をしっかりと撒くんじゃ。

踏む場所も、鶏舎内・鶏舎外の長くつも、常に消毒されている状態を作って作業をすることじゃ。



“うっすら”じゃなく、“しっかり”撒かないといけないね。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください  
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課  
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593  
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

